

令和4年4月27日

各市郡地区医師会会長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当

高齢者施設等における医療支援体制の更なる強化について（依頼）

感染症対策の推進については、日ごろから御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の今後の感染再拡大に備え、全ての高齢者施設等が、施設内において新型コロナウイルス感染症患者（以下「新型コロナ患者」という。）が確認された場合に、医師や看護師による往診・派遣を要請できる体制を予め構築しておく必要があります。

高齢者施設等で新型コロナ患者が確認された場合には、連携医療機関（嘱託医、当該施設の医師を含む）が往診・派遣等を行うことが求められていますが、広島県が令和4年4月に実施した調査では、県内の高齢者施設等の約2割が、新型コロナに対応できる連携医療機関を確保できていないことが判明しました。

つきましては、地域の高齢者施設等において新型コロナ患者が確認された場合に、より多くの地域の医療機関の皆様に御対応いただけるよう、次の取組に御協力をお願いします。

- 1 高齢者施設等の連携医療機関（嘱託医、当該施設等の医師を含む）におかれては、新型コロナの発症前から施設での感染時の治療方針を共有するとともに、患者個人毎の治療方針も事前に確認、整備（抗体治療薬などの使用同意を家族に周知するなど）するように努め、患者発生時には施設等からの要請に基づく往診・派遣等の実施
- 2 各市郡地区医師会におかれましては、新型コロナに対応できる連携医療機関のない高齢者施設等からの往診・派遣等の要請に対応すべく、地域の医療機関による「往診可能医療機関（別紙参照）」への参加の呼びかけと確保（可能な限り多数）。

各市郡地区医師会で、この「往診可能医療機関」に参加する医療機関の登録票（別紙様式）を取りまとめの上、5月18日（水）までに、広島県担当までメールで送付いただきますようお願いいたします。

担当 新型コロナウイルス感染症対策担当

電話 082-513-2844（ダイヤルイン）

E-mail covid19-team@pref.hiroshima.jp

（担当者 角田，尾寄）

往診可能医療機関について

1 往診可能医療機関の概要

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症患者（以下「新型コロナ患者」という。）が発生し、施設内療養をせざるを得ない事例が生じた場合に、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に対応できる連携医療機関のない高齢者施設等からの要請に基づき、往診・派遣等を実施する医療機関。

2 往診可能医療機関による往診・派遣等の流れ

(1) 広島県は、新型コロナに対応できる連携医療機関のない高齢者施設等から要請があった場合、次の事項を確認の上、往診可能医療機関リストに掲載された医療機関に連絡し、往診・派遣等を依頼する。

【確認事項】施設名、往診・派遣等希望日、感染症患者数、施設担当者名・連絡先、
連携医療機関名・連絡先等

(2) 依頼を受けた往診可能医療機関は、対応の可否を広島県に回答する。

(3) 広島県は、(1) (2) の調整が付き次第、要請のあった高齢者施設等に、往診可能医療機関の担当者名・連絡先を伝える。

(4) (3) の連絡を受けた高齢者施設等は、往診可能医療機関に連絡し、詳細を打ち合わせの上、往診・派遣を受ける。

3 その他

(1) 往診・派遣等に当たっては、高齢者施設等の連携医療機関の医師と往診可能医療機関の医師は、施設の感染状況、新型コロナ患者の容体等に関する緊密な情報共有を図るものとする。

(2) 往診・派遣等に係る経費は、保険診療で行うことを原則とする。なお、詳細は、往診・派遣等を依頼した高齢者施設等と往診可能医療機関で協議する。

(3) 往診可能医療機関リストには、医療機関名、往診可能な地域（市区町名）、電話番号、担当者名、往診可能時間等を掲載する。